

# 中海・宍道湖・大山圏域市長会文化・スポーツ交流促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中海・宍道湖・大山圏域市長会文化・スポーツ交流促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、中海・宍道湖・大山圏域市長会補助金等交付要綱（平成24年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 補助金は、中海・宍道湖圏域（以下「圏域」という。）を構成する市（米子市、境港市、松江市、出雲市及び安来市）（以下「構成市」という。）の住民が互いに連携を深めるための主体的な活動を支援することにより、構成市の住民の交流を促進し、もって圏域の一体感の醸成を促進することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 前条の目的の達成に資するため、中海・宍道湖・大山圏域市長会（以下、「市長会」という。）は、圏域内において次に掲げるすべての要件を満たす事業（以下「対象事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当すること。

ア スポーツに関するもの

イ 音楽、映画、演劇、伝統芸能等の芸術・文化に関するもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、会長が圏域の一体感の醸成に寄与すると認めるもの

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する事業であること。

ア 令和元年5月1日以降に開催される新規の事業

イ 同一の事業が継続して開催されている場合は、この要領に基づく補助金の交付が通算3回に達していない事業

(3) 対象事業の開催市及び開催市以外の構成市の住民が参加すること。

(4) 対象事業の効果が、圏域を中心としたものであり、かつ、特定の圏域市に限定されたものでないこと。

(5) 営利を主たる目的とした活動又は政治団体若しくは宗教団体の活動でないこと。

(6) 対象事業の実施に要する経費の総額が10万円以上であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 圏域内に事務所を有し、継続的な活動が実施できる民間の団体であること。

(2) 法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を除く。）でないこと。

(3) 規約、会則等の取決めがあり、対象事業における適切な会計処理をすることができること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業の実施に要する経費のうち、施設整備費、食糧費、備品購入費、構成員に対する人件費、謝礼、国等補助金の交付を受ける経費等以外の経費とする。ただし、参加費、入場料等の事業収入は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、次の範囲内において、会長が定める額を限度とする。

(1) 令和元年5月1日以降に開催される新規の事業 20万円

(2) (1)以外の事業 10万円

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7条 要綱第4条第1項の規定による申請（以下「交付申請」という）は、別に定める募集要項に従い行わなければならない。

2 要綱第4条第1項に規定する補助金等交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 市長会文化・スポーツ交流促進事業計画書（別記様式第1号）

(2) 市長会文化・スポーツ交流促進事業収支予算書（別記様式第4号）

(3) 団体の概要調書（別記様式第2号）

(4) 国、県その他の団体が交付する国等補助金の交付決定通知書の写しその他国等補助金の交付の対象となることを証する書類（補助事業について

国等補助金の交付を受ける場合に限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

3 補助金の申請は、同一の申請者において同一の年度に1回を限度とする。

(審査)

第8条 交付申請のあった対象事業に対する補助金の交付の決定に係る審査は、別に定める募集要項の審査基準に照らし、市長会幹事会において審査するものとする。

(実績報告書の時期等)

第9条 要綱第12条の規定による報告は、補助事業が完了した日から20日以内に行わなければならない。

2 要綱第12条に規定する補助事業等実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 市長会文化・スポーツ交流促進事業報告書(別記様式第3号)

(2) 市長会文化・スポーツ交流促進事業収支決算書(別記様式第4号)

(3) 対象事業の実施が確認することができる書類及び実施の状況を撮影した写真

(4) 補助対象経費に係る領収書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(規定外事項)

第10条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月24日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

別記

様式第1号（第7条関係）

中海・宍道湖・大山圏域市長会文化・スポーツ交流促進事業計画書

新規・継続の別	新規事業	継続事業	※いずれかを○で囲む。
事業名			
事業の目的			
実施場所			
事業概要			
実施期間 (スケジュール)			
対象者			
予定参加者数			
総事業費			円
補助対象経費			円
事業による効果			

様式第2号（第7条関係）

団体の概要調書

ふりがな			
団体名			
団体所在地			
代表者氏名		電話番号	
団体の人数	人		
連絡責任者		電話番号	
主な活動場所			
主な活動			
添付書類 (添付される書類に○をしてください。)	1 団体の規約、定款又は会則 2 構成員の名簿 3 その他 ( )		

様式第3号（第9条関係）

中海・宍道湖・大山圏域市長会文化・スポーツ交流促進事業報告書

事業名	
実施概要	
実施期間	
参加者	
参加数	
総事業費	円
補助対象経費	円
事業の効果	

※ 事業の実施状況を撮影した写真を添付すること。

様式第4号（第7条、9条関係）

中海・宍道湖・大山圏域市長会文化・スポーツ交流促進事業  
収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算（決算）額	資金の調達先
自 己 資 金		
補 助 金		
その他（内容： ）		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

項 目	補助事業に 要する経費	うち補助対象額	備 考
合 計			